



みなみ

南区役所 〒815-8501 南区塩原三丁目25-1
http://www.city.fukuoka.lg.jp/minami/

区役所電話番号案内 TEL 561-2131

編集 地域支援課 TEL 559-5017 FAX 562-3824

人口 247,775人
男 116,557人
女 131,218人

世帯数 113,437世帯

(平成21年6月1日現在推計)

期=日時、開催日、期間 所=場所 問=問合せ F=ファクス 対=対象 定=定員 料=料金、費用 託=託児 申=申込み 開=開館時間 休=休館日



南区自衛消防隊操法大会

第28回南区自衛消防隊操法大会が6月4日に塩原中央公園で開催され、区内の15事業所から23チームが参加しました。同大会は屋内消火栓の操作技術の向上や、防災意識の高揚を目的に毎年開かれます。

全速力で標的に向かいます

▽3人操法男子▽九州が
んセンター▽3人操法フ
リ▽九州中央病院A▽2人
操法男子▽那珂川病院▽2
人操法フリー▽福岡整形外
科病院B。

ており、操作の迅速性、確
実性、安全性などを競いま
す。
選手たちは練習の成果を
発揮して、機敏にホースを
操り、標的に向け正確な放
水を行いました。初夏の日
差しを受け、額に汗をにじ
ませながら頑張る選手たち
に、観客からは大きな声援
が飛んでいました。
優勝チームは次のとおり
です。



▲演技する子どもたち(中央は鈴木さん)
▲見つめる審査員

6月21日に、出演者
を選ぶオーディション
が同ホールで行われ、
主に区内に住む小学生

情熱伝わった オーディション

これは、住民と行政の
心の交流で伐採を免れた
松原校のエピソードを、
世代を超えて市民の皆さ
んに語り継いでもらうと
ともに、区の文化・芸術
の振興に役立てようと企
画したものです。

区は九州大学芸術工学府
などと協力し、市制120
周年記念事業として、松原
校のエピソードを題材にし
た創作劇、ファンタジー
「松原さくら物語」を10月
25日(日)に南市民センター文
化ホールで上演します。

制作レポート1

市制120周年記念事業 創作劇「松原さくら物語」 オーディションが終了



音楽に合わせて踊る参加者

から大人まで42人が合格目
指して奮闘しました。
参加者は数人ずつのグル
ープに分かれ、ダンスや特
技を披露。自己紹介では、
応募の動機などを7人の審
査員に力強くアピールしま
した。
また、台本の一部を使っ
た演技審査では、割り振ら
れた役柄をそれぞれが思い
思いの表現で演じ、審査員
をうならせました。

「皆さんの情熱がとても
伝わってきて、合格者を
選ぶのは非常に難しく、
できれば全員を合格にし
たかった」と話すのは審
査委員長で、脚本・演出
を手がける九州小劇場代
表の鈴木新平さん(58)。
本番の舞台にはオーデ
ィションの合格者に加え
え、福岡在住のプロ俳優
優が出演する予定で、合
同での練習を重ねて公演
に臨みます。
「みんなで力を合わせ
て、出演者も観客も一緒
に楽しめる舞台をつくり
あげたい」と鈴木さんは
意気込んでいました。
「制作レポート」第2
回は、練習風景や出演者
の声をお届けする予定で
す。ご期待ください。

けがや急病に素早く、適切に対応!

「救マーク」制度を知っていますか?

「救マーク」とは、多くの市民が
出入りする施設で利用者がけがや
急病で倒れた場合に、その施設の
従業員等が迅速な救急車の手配や
適切な応急手当を実施できる「安
心して利用できる施設」であるこ
とを表示するものです。

救マーク施設の認定を受けると、「救マーク」(プラスチック製3,000円・紙製は無料)が交付されるとともに、市消防局ホームページ(<http://119.city.fukuoka.lg.jp/>)へ施設名称等が掲載されま

す。あなたの施設も救マーク施設
の認定を受けませんか?

救マーク施設認定にはいくつか
の条件があります。救マークに関
するご質問や、救マーク
認定申請などの詳細は南消
防署救急係(☎541-0219
☎552-8148)
へお問い合わせ
ください。



救マーク

自治会・町内会はどんな活動をしているの?

自治会・町内会は、住みよいまち
をつくるため、年間を通してさま
ざまな活動を行っています。
皆さんも自治会・町内会活動に

参加し、一緒にまちづくりをして
みませんか?
☎区地域支援課地域支援係(☎
559-5071 ☎561-5360)

安全・安心の まちづくり

防犯パトロールなどを
定期的に行い、交通安全
や地域の防犯の向上に努
めています。

親睦行事の開催

住民同士が交流し、楽し
む機会をつくるため、夏祭
りや体育祭、文化祭などの
行事を行っています。

子ども・高齢者に 関する事業

子どもの健全育成のため、球技大会やキャンプなどを実施。また、高齢者への福祉活動として、敬老会などを開催しています。



情報の伝達

身近な町内や校区、市か
らのお知らせなどを配布・
回覧しています。

環境美化・リサイクル

ごみ減量やリサイクルの
活動などを実施。また、緑化
運動などに取り組むことで
快適なまちづくりに取り組
んでいます。

地域の課題への対応

地域が抱える課題につい
て、みんなで考え、必要に応
じて行政機関などと連携し
て解決にあたります。

窓口での本人確認を実施しています

住民票や戸籍の窓口

平成20年5月から証明書の請求
時に次のような本人確認を実施
しています。☎区市民課(☎559-
5022 ☎511-8560)

窓口で請求する場合

《1点だけの提示でよいもの》
顔写真付きの官公署発行の免許
証や資格証明書のいずれか(住民
基本台帳カード、運転免許証など)



《複数の書類の提示が必要なもの》
健康保険の被保険者証、各種年
金証書など

代理人が請求する場合も、窓口
に来た人について、請求者本人の
場合と同じ本人確認を行います。

また委任状などの代理権限が確認
できる書類も必要です。

郵送で請求する場合

本人と確認できる書類の写しを
同封してください。

届け出受付時本人の確認

住所変更、結婚、離婚、縁組、離
縁、認知の届け出の際にも、証明書
請求時と同じ本人確認を行って
います。

本人以外の証明書を 取得できる要件

本人以外の証明書を取得できる
のは、自分の権利や義務を履行す
るために必要な場合や、国、公共機
関の手続きに必要な場合などに限
られます。

その他の窓口

税の窓口でも、証明書の請求時
に本人確認を実施しており、同一
世帯の家族が請求する場合でも委
任状が必要です。